

平成21年8月12日

ほっとなる通り（十日町・本町・七日町商店街）

山形河川国道事務所

山形県警察

ほっとなる通り（十日町・本町・七日町商店街）の
「人に優しい街づくり」への社会実験
～中心市街地の活性化を目指して～

山形市ほっとなる通り（十日町・本町・七日町）では、歩道を走行する自転車や無秩序な路上駐車等により、歩行者・自転車・自動車のそれぞれが、快適に通行できる環境が阻害されています。

ほっとなる通り（十日町・本町・七日町商店街）と国土交通省、山形県警では、人に優しい街づくりを目指し、道路空間の再配分も含めた社会実験を実施して、それぞれが安心・安全に通行できるよう道路環境の改善を図ります。

【目的】

- ほっとなる通り（十日町・本町・七日町商店街）の活性化
 - ・歩行者が安心して買い物や歩行が出来る歩道空間を目指します。
 - ・自転車が走行ルールを守りやすく走りやすい環境整備を行います。

【対策内容(案)】

- ・「自転車道」を設置し、物理的に分離された自転車走行空間を確保します。
- ・タクシー駐車枠を設置し、自転車・自動車の通行を妨げないようにします。
- ・左側車線を荷捌き駐車可(時間指定)とし、右側には路外荷捌きスペースを確保します。

【実施区間】 国道112号山形市十日町・本町・七日町(ほっとなる通り)

【実施時期】 平成21年11月～

(タクシー駐車枠等は平成21年10月から先行実施)

※対策内容および実施時期は予定です。

《発表記者会：山形県政記者クラブ》

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 交通対策課

課長 木越 養一 TEL：023-688-8946

山形県警察本部 交通規制課

次長 小野寺 健一 TEL：023-626-0110(代表)内線5161

七日町商店街振興組合

事務局長 佐藤 克也 TEL：023-631-6368

○社会実験メニューとスケジュール(予定)

時期	①⑤自転車レーン集約	③④タクシーベイ設置	②⑥荷さばきスペース
H21. 8	事前交通量・駐車状況調査		
H21. 9	原付通行可解除(一方通行化)	タクシーベイ設置(市道部)	
H21. 10	事前交通量・事後駐車状況調査・意識調査		
H21. 11	自転車走行空間の集約	夜間タクシー待ち緩和	路上荷捌きスペース 路外荷捌きスペース
H21. 12			
H22. 1			
H22. 2			
H22. 3	中間評価(事後交通量・意識調査等)実施と、改善の判断		
:	↓ ↓	↓ ↓	↓

国道 112 号 ほっとなる通り(十日町・本町・七日町商店街)の

「人に優しい街づくり」への社会実験

1. 目的

- 十日町・本町・七日町商店街の活性化
 - ・歩行者が安心して買い物や歩行が出来る歩道空間とする
 - ・自転車が走行ルールを守りやすく走りやすい環境整備を行う

2. 課題

- ・商店街を安心して歩けない(歩行者、自転車の混在)
- ・歩道上での自転車のマナー違反が多い
- ・タクシー客待ち、荷さばき車両等による自転車走行レーンの阻害
- ・自転車レーンの走行が怖い(駐車車両を避けて通行)

3. 社会実験における具体的な対策案

①東側への自転車レーン集約(車道との分離)

考え方

- ・道路の拡幅はできない(沿道の商店街に影響させない)
- ・限られた中の有効利用(道路巾15m内での通行区分を減らす)
自転車通行帯上下線の統合 5区分→4区分
- ・駐車車両を避けて通行する自転車と車両との錯綜を防ぎ安全に走行させる

②時間指定による荷さばきスペース確保 【駐車規制の緩和】

考え方

- ・西側車線の時間帯を考慮した有効利用

③夜間客待ちタクシー緩和 【駐車規制の緩和】

考え方

- ・西側車線の時間帯を考慮した有効利用

④タクシーベイ設置(市道部) 【駐車規制の緩和】

考え方

- ・交差道路スペースの有効利用

⑤原動付き自転車の逆送不可

考え方

- ・安全な交通環境とするため流れを単純化

⑥路外に荷さばきの集約スペースを確保

考え方

- ・東側(自転車道設置側)商店街の荷さばきの効率化

十日町交差点から七日町交差点までの一方通行区間を安心して通行できる道路環境の整備を図ります

ほっとなる通り(十日町・本町・七日町商店街)
国土交通省山形河川国道事務所
山形県警察本部
山形警察署

全体イメージ図



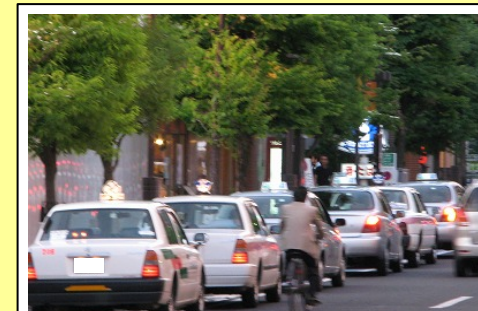
バス停車位置を明確にし、円滑な運行を確保します。

左側車線は時間により、
○ 朝夕のラッシュ時間帯は通行区間
○ それ以外は、タクシー、荷さばき駐車可能区間として、地域の実情にあった駐車規制を行います。

右側車線は、引き続き駐車禁止として、円滑な交通を確保します。

自転車道を設置し、自転車の安全な通行空間を確保します。

現状と対策の具体的なイメージ図



タクシーが自転車レーンに駐車しているため、自転車は車道通行を強いられています。



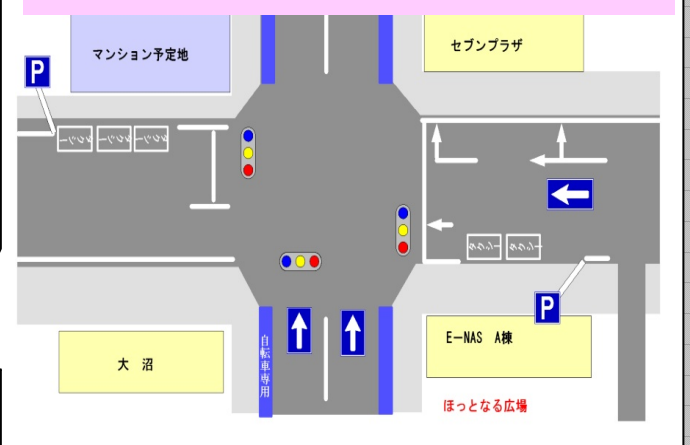
○ 原付の一方通行逆行不可



原付・軽車両を除く

自転車を除く

○ 大沼、ほっとなる広場北側、グランドホテル南側道路へタクシー駐車枠を新設して、自転車レーンを確保します。



① 歩道を走行する自転車
② 右側駐車トラックに邪魔をされる自転車
③ 同じレーンを走る自転車と原付

対策のポイントと効果

① 自転車道の設置

- 自転車が自転車道を通行することで分離が図られ、歩道を通行する歩行者の安全が確保できます。
- 一方通行区間の右側に設置することで、バス停で等の遮断がなく、自転車が安全に通行できます。

②③④ 地域の実情に応じた駐車規制の緩和

- タクシーについては、
 - ・ 大沼、ほっとなる広場北側路上(終日)
 - ・ グランドホテル南側路上(7:00-18:30)
 - ・ 国道上のマンション予定地周辺、グランドホテル周辺は夜間(18:30-7:00)に駐車可とすることで、タクシー利用者の利便向上を図ります。

- 貨物集配車は、(7:00-8:30、17-18:30)を除き、一方通行区間(980m)で15分駐車可とし、荷捌きスペースを確保します。

⑤ 原付の逆行不可

- 原付の逆行がなくなり、交通の流れが単純化され、安全な交通環境になります。

⑥ 路外荷さばき集約スペース確保

- 東側(自転車道設置側)商店街の荷さばきの効率化を図ります。(場所検討中)

歩行者・自転車・車が安全に利用できる交通空間の確立が図れます。

11月から社会実験として実施予定
(一部は10月から先行実施)